

◎新潟県告示第870号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第27条の規定により、令和5年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和5年4月1日から実施する。

令和4年8月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令和4年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

| 実施校 | 訓練科 | 訓練定員 | 訓練期間 |
|-----------|-----------|------|------|
| 新潟テクノスクール | 溶接科 | 40 | 6か月 |
| | ビル設備管理科 | 30 | 6か月 |
| 上越テクノスクール | 溶接科 | 20 | 6か月 |
| | 木造建築科 | 15 | 1年 |
| | ビジネススタッフ科 | 15 | 1年 |
| 三条テクノスクール | 溶接科 | 40 | 6か月 |
| 合 計 | | 160 | |